

めん類等用つゆ品質表示基準の一部改正の概要

改正のポイント

平成16年のしょうゆ品質表示基準の全面改正により、醸造方式の用語が変更になったこととの整合性を図って、原材料名の記載方法について文言を統一すること。
また、加工食品品質表示基準の原材料名の記載方法と整合性を図り、原材料を重量順に記載すること。

現行の表示例

名 称	つゆ(希釈用)
原材料名	しょうゆ(新式醸造)(大豆、小麦を含む)、 風味原料(かつおぶし、しいたけ、こんぶ)、 砂糖、食塩、みりん、調味料(アミノ酸等)
内 容 量	500ml
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存してください。
使用方法	枠外右側に記載
製 造 者	食品株式会社 県 市…

改正案の表示イメージ

名 称	つゆ(希釈用)
原材料名	しょうゆ(混合醸造)(大豆、小麦を含む)、 かつおぶし、しいたけ、砂糖、こんぶ、 食塩、みりん、調味料(アミノ酸等)
内 容 量	500ml
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	直射日光を避けて常温で保存してください。
使用方法	枠外右側に記載
製 造 者	食品株式会社 県 市…

